

(仮称) 岸和田市こども計画の策定について

資料4-1

(1) 計画の体系、計画スケジュール(案)について

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度	令和19年度	令和20年度	令和21年度
こども計画		アンケート	計画策定	第1期計画					アンケート	計画策定	第3期こども計画				
				アンケート	計画策定	第2期こども計画									
①子ども・子育て支援事業計画	①第3期計画 中間見直し			(中間見直しはこども計画に取り込まれる)		①子ども・子育て支援事業計画(第4期)				①子ども・子育て支援事業計画(第5期)					
②こどもの貧困対策推進計画	(未策定)			②こどもの貧困対策計画		②こどもの貧困対策推進計画				②こどもの貧困対策推進計画					
③こども・若者計画	(未策定)			③こども・若者計画		③こども・若者計画				③こども・若者計画					
④ひとり親家庭等自立促進計画	(未策定)			④ひとり親家庭等計画		④ひとり親家庭等自立促進計画				④ひとり親家庭等自立促進計画					

(ア) 第1期こども計画の策定期間が2年間となり、子ども・子育て支援事業計画部分は中間見直しのみ記載する。

(イ) 第2期こども計画からは、全ての計画が包含されたものになる。

(ウ) 令和12年度からは、他の自治体のこども計画と期間の足並みが揃う。

(2) 根拠とする法令等

- ① こども基本法(第10条)
- ② こども大綱(こどもまんなか社会)
- ③ 大阪府子ども計画(勘案)

- ④ 子ども・子育て支援法(第2条及び第61条)
- ⑤ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律(第10条)
- ⑥ 子ども・若者育成支援推進法(第9条)
- ⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(第12条)